

○郵便條例

百九十四

又は配達賃の納附を拒む可らず

第百廿條 貨幣封入郵便物に事故を生じ損失を受る者あるも驛遞局は之を償ふ責に任せず

第百廿一條 郵便局主務者の疎虞懈怠に因り貨幣封入郵便物を失ひたる時は主務者をして其貨幣を償はしむべし

第百廿二條 貨幣封入郵便物を遞送配達中失ひたる時は強盜難其他災變に罹り看守者保護し能はざる實証あるもの外約定人をして其貨幣を償はしむべし

第十一章 郵便沒書

第百廿三條 郵便沒書の配達し能はず又還附し能はざる郵便物を驛遞局に没入する者とする

第百廿四條 驛遞總監の沒書を開封し其文書を就て更し其配達又の還付を試みしめ尙ほ配達又の還付し能はざるものは新聞紙を以て之を公告すへし

第百廿五條 沒書の公告の日より一ケ年間驛遞局に保存すへし○沒書中貨幣或の諸証書又の有價の物品あるとき驛遞局の帳簿に登記し三ケ年間其沒書を保存すへし但保存し難き物品の之を賣却し其代金を領置すへし

第百廿六條 沒書を一ケ年内に請求する者なきとき及沒書中の貨幣、諸証書、有價の物品、又の其賣却代金を三ケ年

○郵便條例

百九十五

○郵便條例

百九十六

内に請求する者なきときは之を没入すへし

第百廿七條 沒書中の貨幣諸證書有價の物品又は其賣却代金を三ヶ年内に請求する者あるときは之を還付し諸證書は手数料を徴収せずと雖貨幣或は有價の物品の其價額十分一を手数料として徴収すへし但其額は五圓を超過するを得ず

第百廿八條 沒書を受取方を請求するもの其受取人又は差出人たるを書面或は口頭を以て証すへし但驛遞局に於て証人を要するときは之を拒むへからず

第十二章 郵便爲替

第百卅一條 爲替證書一枚の金額は三十圓以下とし端數は厘位を限りとす

第百卅三條 同一の差出人より同一の受取人宛て同一の郵便局に於て拂渡すへき爲替の振出と一日金額三十圓を超過すへからず

第百卅四條 爲替差出人の郵便局に設けある爲替願書用紙に式の如く記載調印し爲替金及爲替料と共に先づ之を主務者に交付し後爲替證書を受領すへし

第百卅五條 爲替證書は其の差出人より受取人宛送付すべし

○郵便條例

百九十七

○郵便條例

百九十八

第百卅六條 爲替差出人の其振出局ありだしに爲替金の返戻へんれいを請求せいきうするを得但爲替料の返付せず

第百卅七條 爲替受取人其爲替証書に記載したる拂渡局にて爲替金を受取るに不便なるとき又爲替差出人其振出局ありだしに爲替金の返戻へんれいを請求せいきうするに不便なるときは驛遞局に其証書を納付なうふして書換かきかへを請求し更さらも爲替金を受取るに便なる局に宛てたる証書を受るを得

第百卅八條 爲替金の拂渡及返戻は其爲替証書と引換ひきかへに限るへ但郵便局に於て証人を要するときは之を拒むへからず

第百卅九條 爲替受取人の其爲替証書に式しきの如く記名調印きめいてういんすへ爲替差出人爲替金の返戻を受るとき亦同

第百四十條 爲替報知書ほうちしよに記載せる諸件しよげんを明瞭めいれうに答へ能よざる者ものの其爲替金を受取るを得ず

第百四十一條 代人を以て爲替金を受取る者の其爲替証書の裏面うらめんに委任文おんいんぶんを記載きざいし記名調印し且代人の第百卅九條の手續をみすへし

第百四十二條 宗衙くわんが、社寺しやじ、會社くわいしやに宛てたる爲替金を受取る時ときの其爲替証書の裏面に官衙くわんが、社寺しやじ、會社くわいしやの名稱を記し其印を捺し且之を受取る所屬人と第百卅九條の手續をみす

○郵便條例

百九十九

○郵便條例

へし

第四百十三條 官衙、社寺、會社の受取るべき爲替金として其官衙、社寺、會社の名稱を附記し其所屬人に宛てたるとき宛名人自ら受取る能はず又第四百四十一條に依る能はざるときは第四百四十二條に依るを得

第四百十四條 官衙、社寺、會社若くは其所屬人の名を以て差出たる爲替金の返戻を受るときも第四百四十二條、第四百四十三條の手續に依るへし

第四百十五條 爲替證書の効用の其證書の日附より百二十日を限りとす

第四百十六條 効用を失ひたる爲替證書の差出人又之受取人より驛遞局に納付し其書換を請求すへし

第四百十七條 爲替證書の効用を失ひたる日より二ケ年以内に其書換を請求せざるときは驛遞總監新聞紙を以て公告すへし○其公告の日より三ケ年内に爲替證書の書換を請求するときは其爲替金十分一を手數料として徴收すへし○其公告の日より三ケ年を過るも尙を其爲替證書の書換を請求せざるときは其爲替金を没入すへし

第四百十八條 爲替證書を失ひたるとき又汚班毀損し判明ならざるときは差出人に於て証人を立て驛遞局に其事

○郵便條例

由を証明し更ニ再度の證書を請求すべし

第四百四十九條 爲替金を返戻し又ハ證書を書換へ或ハ再度の證書を交付するハ其原證書ニ對する報知書を取戻したる後に限るべし

第四百五十條 爲替證書乃書換又は再度の證書を請求するときは更ニ相當の爲替料を納むべし但郵便遞送中ニ生じたる事故に因る者ハ更に爲替料を納むるに及ばず○爲替證書の書換、及、再度の證書を同時に請求するも兩様の爲替料を納むるに及ばず

第四百五十一條 再度の爲替證書を受領せし後前に失ひたる爲替證書を見出したるときは之を驛遞局に納付すべし

第四百五十二條 爲換資金の都合ニ因り爲換金の渡方順延するに及ばず

第四百五十三條 爲換證書又ハ報知書に失誤あるか或ハ其報知書未達の時ハ爲換金の拂渡を延引すべし

第四百五十四條 爲換金の受渡ニ屬する證書は證券印税を納むるに及ばず

第四百五十五條 郵便爲換ニ事故を生じ損失を受る者あるも驛遞局は之を償ふの責に任せず

第四百五十六條 此章の規則ニ從ひ爲換金を渡したる後は其

○地所質入書入規則

二百四

渡方は就き異議を唱ふるも驛遞局と其責は任ず

第十三章

(以下全略)

郵便條例日用抄終

○地所質入書入規則

明治六年一月十七日

第十八號

先般田地永代賣買被差許候に付自今質入書入致し候節は左の規則の通り可相心得事

地所質入書入規則

第一條 金穀の借主(地主)より返濟すへき證據として貸主

(金主)は地所と證文とを渡し貸主其作徳米を以て貸高の利息は充候を地所の質入と云ふ

第二條 金穀の借主(地主)より返濟すへき證據として貸主(金主)は地所と引當の證文のみを渡し借主の作徳米の全部又は一部を貸主に渡し利息は充候を書入と云ふ

第三條 金穀の借主(地主)より返濟すへき證據と云て貸主(金主)は地所引當の證文のみを渡し借主より其利息として米又は金と拂ひ候ても亦書入と云ふ

第四條 地所を質入に致し候節は地券をも相渡し可申其年限の儀は三ヶ年を限るへし尤も三ヶ年以下期限取極候節

○地所質入書入規則

二百五

○地所質入書入規則

二百六

は勝手たるへく且年限取極候廉の判然證文面に記載致之置可申事

但書入の儀且地券を相渡す及はす其年限長短共本文の限にあらすと雖とも雙方相對して取極候年限は本文同様證文面に記載致之置可申事

第五條 (明治十二年第七號布告を以て左の通り改正す)

質入又ハ書入の地所期限に至り貸主借主相談の上金穀を返さすして地所を引渡候節は舊地主より金主へ可引渡旨別紙に相認め其地の戸長加判の上金主より地券相添へ確認の證を可願出事

第六條 質入の地所は金主にて其地所耕作可致筈に付てハ

地租諸役とも總て金主にて可相勤事

但其段管轄廳へ届出證書可差出事

第七條 書入の地所の地主にて耕作致し候儀且付地租諸役

とも無論地主より可相勤事

但管轄廳へ届出不及候事

第八條 管轄違の者或ハ同管轄と雖とも懸隔の地所を質

と取候節と其現地の村町へ金主の名代人相定置其地租諸役とも差支無之様可爲相勤事

第九條 (明治七年第六號布告を以て左の通改正す)

○地所質入書入規則

二百七

質入又ハ書入證文ニハ必其村町戸長の奥書證印を取る可
シ其町村戸長役場ハ奥書割印帳を備へ置證文の奥書割
印を願出るときハ帳面と證文とに番號を朱書し割印を押
シ奥書を爲すヘシ若シ戸長の奥書並に割印なき證文ハ質
入又ハ書入の證據に不相成に付キ右證文を以テ訴出る
ニ於テハ負債主財産分散の時債主他の債主ニ對シ先取の
特權を失ヒ獨リ質入又ハ書入なき金數貸借の處分ニ可受
事

但戸長不在の節之其旨を記し副戸長奥印調印すヘシ

第十條 (明治七年第五十二號布告を以て左の通改正す)

一ヶ所の地を二重三重に書入候儀ハ不相成候得共若シ第
一番の金主へ引當に入れ置き候事を第二番の金主承知の
上みて地所代價の餘分を見込又其地所を引當に借添へ致
し候儀ハ不苦節モ借主身代限の處分ニ相成候節ハ右地所
糶賣の代金と以て先づ第一番の者へ元利の金數を引渡し
其餘金を以て第二番の者へ元利の金數を引渡し第三番以
下右ニ準し引渡可申若シ糶賣の金高を以て先づ第一番の
金主へ元利の金數を引渡し其餘第二番の金主へ引渡すヘキ
元利の金數不足するときは其不足の分を償ふと并ニ第三
番以下の金主ニ償ふとは平常引當なき債主に身代限償

○地所質入書入

二百十

却の例も隨ち外物品糶賣代價の内にて相當の割賦を以て引渡可申事

但第二番の金主へ受取候證文へは地所代價の餘分を見込借添候旨を書載可申事

第十一條 地所の勿論地券のみたりとも外國人へ賣買質入

書入等致し金子請取又は借受候儀一切不相成候事

第十二條 (明治七年第五十二號布告を以て左之通改正す)

質入年季中天災よて地所流亡等其地の全形を失ふに至るときは地券之消滅する理に付貸主より借主に對し外地所又の物品を代り質入させ証文書換を求むることを得へ

し若し代り質入差入るべき地所物品等之れなきときは訴訟の末身代限りの處分よ及ふべく又池成野地成等も變換し或は闕崩等の爲めに其地の幾分を失ふときは變換の様及殘存の大小も應し規則に基きて地券書換願出へた儀も付若し其變換殘存の地は貸金石高の償を爲すも足らざるも見込場合よ於ての貸主より債主に對し外地所又は物品を増質も差入させ証文書換を求むることを得へし若し増質に差入へき地所物品等無之ときは是亦訴訟の末身代限りの處分よ及ふべき事

但貸主相對示談は格別の事

○地所書入質入

二百十一

○地所書入質入

二百十二

第十三條 質入あつりれの地所ぢしよ年期中ねんきちゆう天災てんさい因り荒蕪あらくと相成あひなと貸主かひしゆ
(金主かねしゆ)より起返きへんの見込みこを定め借主かひしゆ地主承諾ぢしゆだくの証書しやうしょを取り
其管廳かんとくへ可願出かがんだ尤も入費いりひは借主かひしゆより償ふへき事
但借主起返かひしゆきへんの入費いりひを出すと能あたはさるとき証書しやうしょを以て
其地所ぢしよを貸主かひしゆより引渡し可申尤も相對示談さうたいじだんの處置ちぢは格別
の事

第十四條 當今とうこん質入あつり又之書入またのしよに致し置年期中ちしちねんきちゆうの分と総て前
文規則ぜんぶんきうじに照準せうじゆんし當七月限り証文相改め可申事
右之通相定候事

明治六年第百六十七號布告を以て第十五條を追加す

第十五條 是迄こゝまで質入あつり書入しよに致置候分は前約ぜんやくの年期ねんき据置すゑ不苦
尤証文面等せんぶんめんとう前文規則ぜんぶんきうじに觸候ふ廉れんの總て相改可申事

明治七年第七十六號布告を以て第十六條を追加す

第十六條 従前取結じゆりむすひたる質入書入あつりしよにの約定やくていみて明治六年七
月三十一日前ひん期限きげんを過去りたる分ぶんにて債主ちゆうしゆより於て貸金
返濟方へんさいかたに付延期ひんきの勘辨くはを加ふる者は來十月三十一日迄に
其地所々管ぢしよの戸長役場へ届出地所質入書入規則第九條きうじに
準じゆんし奥書割印を受くへし若し右日限内奥書割印を受すし
て後日其証書を以て訴訟に及ぶとき質入書入の証書に
の相立あひださるに付裁判上糶賣分配せうばいぶんぱいの時は先取の權利を失ひ

○地所書入質入

二百十三

○地所書入質入

二百十四

質入書入なき貸借同様の處分及びふべき事

内務省達明治七年五月二日

乙第三十三號

本年第六號公布地所質入書入規則第九條改正文中戸長の奥書証印之戸長又は副戸長實印を爲押割印の戸長役場印を相用候儀と可心得此旨相達候事

但し役場印無之候ハ彫刻申付け右出來迄ハ戸長實印を換用可致事

明治十一年十一月廿五日

乙第七十八號

本年第三十二號公達中左處分方心得の爲め相達候事

戸長職務の概目第五項に地所建物船舶質入書入並に賣買に奥書加印の事と有之右と七年當省乙第三十三號達の通奥書証印は戸長の實印を押し割印は戸長役所印を相用ひ若し數町村に戸長一員を置くと其役所印の冠字は戸長管理する處の各町村名を列記すべし

明治十六年六月八日

乙第二十九號

戸長印章の儀は八年第百十號達判任官同様たるべき旨相達置候處布告達によつて實印を押捺する分も自今官印を用ふへ

○地所書入質入

二百十五

○建物書入質

二百十六

し此旨相達候事

○建物書入質規則及賣買讓渡規則

第一百十八號

諸建物書入質入規則并賣買讓渡規則別紙の通相定候條來
る十二月一日より施行可致此旨布告候事

建物書入質規則（土地賣買讓渡規則第一條の末項の部參看）

第一條 金銀の借主又は預り主より返濟すへき証據として

（貸主預け主）に對し引當となす所の建物の圖面と証文と
並戸長の公証を受けたる者と（貸主預け主）に渡し置きた

る建物を書入質と云

第二條 書入質と爲す建物自身所有の地所又建て在るとき
の書入質証文又自身持地の建物なることを記入すへし又借
地に建て在るときは書入質と爲すもの其地主に請ひ其地
主をして貸地たることを証するの奥書を爲さしむべし若し
借地の建物として地主の奥書なき証文の書入質の効なき
は書入質なき借用証文と看做すべし

明治十年第六號布告を以て左の通り但書を追加す

但官有の借地に建て在るときは其所屬管廳に請ひて其貸
地たることを証するは奥書を受くへし

○建物書入質

二百十七

○建物書入質

二百十八

第三條 金穀の(借主預り主)より建物引當の証書と建物の圖面とを建物の在る地を管轄する戸長役場に差出し戸長の奥書割印を受くるとを公証を受くると云ふ

第四條 建物書入質の証文と添ふたる圖面中より書入質と爲す所の建物の圖の朱引朱字と爲し書入質の外なる建物の圖は墨引墨字と爲すべし(第一号書式を見合すべし)

第五條 戸長役場に於ては建物書入質記載帳を備へ置き証文の奥書割印を願出るときは其大旨を帳面より記入し而して帳面と証文とに番號と朱書し割印を押し奥書を爲し圖面も同じ番號を朱書割印を押し若し戸長不在の節は

其旨を記し副戸長奥書割印すべし

第六條 建物を以て金穀借用又と預りの引當と爲したる証文にて前條の規則に背き公証を受けざる者の書入質の効なきに付書入質なれ(借用預り)証文と看做すべし

第七條 (明治八年第九十九號布告を以て左の通改正す) 此規則施行以後建物書入質の借用証文又の預り証文には必ず返濟の期限を定むべし若し其期限を定めざる者の書入質の効なきに付書入質なき(借用預)証文と看做すべし

第八條 此規則施行以前より契約したる建物質入又は引當の借用金穀又の預り金穀にて返濟期限の定めなれ証文を所

○建物書入質

二百十九

○建物書入質

二百二十

持するものは明治九年二月廿八日迄に金穀(借主預主)又
其相續人そうぞくじんに掛合此規則きそくに従ひたる書入質の証文あらかに改む
べし若し(借主預主)又は其相續人証文を改めざるときは
明治九年四月三十日迄に建物たてものの在る地を管轄する裁判所
に訴ふへし

但し明治九年四月三十日を以て訴人發途そじんほつとの期と定め其
訴人の住所又は寄留の地所と裁判所との距離毎八里よ
一日の猶豫いうよと與ふ

第九條 此規則施行以前に契約けいやくしたる建物質入又ハ引當の
金穀借用証文又は預り証文を所有する者は返濟満期よ至

ると至らざるときに論ろんなく明治九年二月二十八日迄に金穀
(借主預り主)又は其相續人よ掛合此規則よ従ひたる書入
質の証文に改むべし若し(預り主借り主)又ハ其相續人証
文を改めざるときは明治九年四月三十日迄に建物たてものの在る
地を管轄くわんくわつする裁判所さいはんしょに訴ふへし

但書前同斷

第十條 建物たてもの在るの地を管轄する裁判所よ於てハ原告人げんこくじんの
訴狀そじやうを受取たるるときより三日内に裁判所より被告人ひこくにんの建
物の在る地の戸長に對しする報知狀を原告人よ下付し速
よ戸長よ送達せしむべし右の報知狀にハ何(府縣)管下

○建物書入質

二百二十一

○建物書入質

二百二十二

(住居寄留)何某の訴訟に因り何大區何小區何番地の建物
を書入質と爲す証文は公書するとを差留むる旨を記載す
へし而て其訴訟落着に至りしときの公書の差留を解く
とを速く戸長に報知すへし

第十一條 第八條及び第九條の規則に背り明治九年五月一
日以後に至り此規則施行以前に契約したる建物質入又は
引當の金數(借用預り)証文を所有する者は書入質の效な
きと付書入質なき(借用預り)証文と看做すへし

第十二條 一棟乃建物(一棟)を二重三重に書入質と爲すとは嚴禁
なれども若し第一番の金主へ書入質と爲したることを第二

番の金主承諾なれば建物代價の餘分を見込み又其建物を
書入質に借添と爲すことを得べし尤借主身代限の處分に至
るときは右建物糶賣の代金を以て第一番の者へ元利の金
數を引渡し其餘金を以て第二番の者へ元利の金數を引渡
し第三番以下右に準じ引渡すべく若し糶賣の金高を以て
先第一番の金主へ元利の金數を引渡し其餘金第二番の金
主へ引渡すべき元利の金數に不足するときは其不足分の
を償ふとは平常書入質なき貸主と身代限の償却の例に従
ひ外物品糶賣代價の内にて相當の割賦を以て引渡すべし
但し第二番の金主に渡し置く書入質の証文は建物代

○建物書入質

二百二十三

○建物書入質

二百二十四

價の餘分を見込み借添たる旨を書載すべし

第十三條 書入質と爲したる建物焼失流亡等に至りまるときは建物の所持主又之代理人より遅くとも七日内に其趣を書面より記し戸長役場に届出づべし戸長役場より於ては建物書入質記載帳の朱書番號に引合せ朱筆を以て點合を爲し其傍に焼失流亡等の趣きを略記し年月日を記し戸長の實印を押すべし(第三號書式を見合すべし)

第十四條 書入質の建物焼失流亡等に至りしときは貸主より借主より對し代り質を受取るとの求めを爲すを得べし若し借主代り質を出すことを肯はず又の出し能はざるときは

借用金穀返濟期限未滿内と雖ども貸主より借主より對し元利返濟と求むるの訴を爲すを得べし

建物賣買讓渡規則

第一條 自身所有の地に建て在る建物を賣渡し又の讓渡しを爲さんと欲する者(賣渡讓渡)証文と圖面とより戸長の奥書割印を受可し又借地に建て在る建物の(賣渡讓渡)証文より其地主より請ひ地主より貸主たることを証するの奥書を受けたる上より戸長の奥書割印を受可し

明治十年第三十八号布告を以左の通但書を追加す

但官有の借地は建て在るときは其所屬管廳より請ひて其貸

○建物賣買讓渡

二百二十五

○建物賣買讓渡

二百二十六

地たることを証するの奥書を受くべし

第二條 建物の買受け又は讓受けを爲さんと欲する者は自身又ハ其代人建物の在る地の戸長役場に至り建物書入質記載帳を見合したる上其賣渡讓渡の証文を受取り然て後ハ戸長役場ニ至り戸長又は副戸長の面前にて何大區何小區何番地の何番の建物を何某より(買受讓受)たる旨を書入質記載帳に記入し年月日并ニ苗字名を記し實印を押すべし(第四號書式見合すべし)(明治十年第六十號布告すべしの下若し此手續を爲さざる云々の六十字を削除す故ニ畧す)

第三條 戸長役場ニ於て建物賣買讓渡証文の奥書割印を願

出るときは是亦建物書入質記載帳ニ記入すると及び証文に奥書一圖面ニ割印すると建物書入質規則第五條ニ準じ公証を與ふるの手續をなすべし

第四條 書入質と成りたる建物を(買受讓受)たる者と其建物の書入質と爲りたる金數の償却を引受くべし但し(買受讓受人)ニ於て其建物所有の權を拋棄せるとは書入質の金數の償却を引受くるニ及ばず

第五條 第四條の場合ニ於て戸主の後を受たる相續人ハ前戸主より讓受たる建物所有の權を拋棄すと雖ども書入質の金數の償却を引受べし

○建物賣買讓渡

二百二十七

○建物賣買讓渡

二百二十八

第一号 書式〔美濃紙〕大半紙又は右寸法に同じき紙を用
うべし 〔括弧内朱書〕

建物
の圖を引くのは下の右も線外寸明を置くべし

明治何年何月何日
書入質何大區何小區何番地建物

第一番 平長屋 何坪	第二番 土藏 何坪	第二番 二階造 本屋 何坪
------------------	-----------------	------------------------

府何縣何大區何小區何番地住居寄留
建物持主 何某印
何某殿

譬へば圖の如き朱引の建物を書入質と爲す時は第一番よ第三番まで合三棟を書入質と爲すとを証文に記入し圖と共に質取主に渡し置くべし（但し圖面の寫一枚を戸長役場に出し置くべし）

第二號 書式 〔若し一枚の紙にて狭きとき何枚も繼ぎ合せ繼目の裏に繼目印を押すべし〕

明治何年何月何日書入質

何大區何小區何番地建物

第一番 平長屋 何坪	第二番 土藏 何坪	第三番 二階 本屋 書入質外也
------------------	-----------------	--------------------------

府何縣何大區何小區何番地住居寄留
建物持主 何某印
何某殿

引の建物のみよて第一番第二番合二棟を書入質と爲すとき其旨を証文に記入し他の建物は墨引よて書入質の他なりと記し圖面と共に質取主に渡すべし（但圖面の寫一枚を戸長役場に出し置くべし）

○建物賣買讓渡

二百二十九

○訴訟用印紙

○民事訴訟用印紙規則

第五号

明治十七年二月廿三日

民事訴訟用印紙規則別紙の通制定し明治十七年四月一日より施行す

但明治八年(十二月)第九十六号布告訴訟用郵紙規則の右施行の日より廢止す

民事訴訟用印紙規則

第一條 凡民事訴訟の書類又は此規則に従ひ印紙を貼用する者とする

第二條 訴状又は正本一通又は付請求の金額若くは價額を應

金額	五圓まで	貳拾錢
價額	拾圓まで	三拾錢
同	貳拾圓まで	六拾錢
同	五拾圓まで	壹圓五拾錢
同	七拾五圓まで	貳圓貳拾錢
同	百圓まで	三圓
同	貳百五拾圓まで	六圓五拾錢
同	五百圓まで	拾圓
同	七百五拾圓まで	拾三圓
同	千圓まで	拾五圓
同	貳千五百圓まで	貳拾圓
同	五千圓まで	貳拾五圓

○訴訟用印紙

○訴訟用印紙

二百三十四

同 五千圓以上の千圓まで毎に貳圓を加ふ

控訴こうそに於ては右半額はんかく上告に於ては全額ぜんかくの印紙を加貼かてうすべ
し

第三條 人事其他金額きんがくに見積みつせるべからざるものは三圓の印

紙を貼用すべし其控訴上告に於て加貼するは前條に同じ

但人事に於ては極貧ごくひんの者にして戸長の証書を所持しよちする
者の裁判官さいはんかんに於て印紙の貼用を免めんすることあるべし

第四條 左の書類にて正本一通に付貳拾錢の印紙を貼用す
可し

答辨書たふべんしょ、証據物寫しやうこぶつうつし、辨駁書べんはくしょ、辨論書べんろんしょ、上申書じやうしんしょ、陳述書等ちんじよつ、証

人、鑑定人かんていにん、評價人ひやううの、引合人等ひきあいにんどうの呼出を請求する願書、審判おんはん
の延期を請求する願書

第五條 左の書類には正本一通に付五十錢乃印紙を貼用す
べし

官吏くわんりの臨檢りんけんを請求する願書

財産差押又ざいさんさしおさへの物品公賣こうばいを請求する願書

執行命令書ちつかうめいれいしょを請求する願書

身代限の處分を請求する願書

第六條 裁判言渡書さいはんごんわたしの謄本ちやうほんを下付する時差出す受取書うけとりしょの

其謄本一枚五錢其他の謄本を下付する時差出す受取書に

○訴訟用印紙

二百三十五

○訴訟用印紙

二百三十六

は其謄本一枚三錢の割合を以て印紙を貼用すべし

但裁判言渡書の謄本の一枚十二行一行十二字詰其他の

謄本の一枚二十行一行十八字詰とす

第七條 勸解^{くわんかい}に於ては一件毎^{けんごと}に勸解表^{しよめい}に署名の時貳拾錢の

印紙を貼用すべし

第八條 此規則に依り貼用^{てうよう}したる印紙の代價と曲者^{きよくしや}より直

者に辨償^{べんしょう}すべきものとす

第九條 印紙の種類定價及び貼用方は布達を以て之を定む

第十條 印紙の管轄廳の許可を得たる賣捌所^{ばいさつじよ}に於て發賣せ

しむ其他^{たし}に於て賣買^{ばいばい}することを得ず

第十一條 官許賣捌所^{くわんきよ}外に於て印紙を販賣^{はんばい}したる者の二十

圓以上二百圓以下の罰金^{ばつぎん}に處し仍ほ現在の印紙を沒收^{ぼつしゆ}す

其情を知て之を買取したる者と十圓以上百圓以下の罰金

に處し仍ほ現在の印紙を沒收す

第十二條 前條の規則を犯^{おか}したる者に刑法^{けいほふ}の不論罪^{おろんざい}及び

減輕再犯^{げんけい}加重數罪^{すうざい}俱發^{くはつ}の例を用ひず

太政官布達 明治十七年二月廿三日

第四號

今般第五号布告を以て訴訟用印紙規則制定候に付印紙の種
類定價^{ていめい}及び貼用^{てうよう}方左之通之を定む

○訴訟用印紙

二百三十七

○訴訟用印紙

二百三十八

淡黑色印紙	壹枚	三錢
黑色印紙	同	五錢
赭色印紙	同	拾錢
茶褐色印紙	同	五拾錢
黃色印紙	同	壹圓
青色印紙	同	五圓
橙黃色印紙	同	拾圓
綠色印紙	同	拾五圓
嬌栗色印紙	同	貳拾圓

印紙いんしの訴狀そじやう其他書類しよるいの正本てんぽんを貼用し貼用者の印章を以て消せう印いんすべし

右布達候事

司法省告示

明治十七年三月五日

甲第一号

今般こんぱん第五號布告を以て訴訟用野紙規則廢せられ候に付てり
本年四月一日以後いご民事訴訟そじやうに關し大審院たいしんいん又ハ裁判所へ差出
す書類は都て美濃紙又之れと同尺度の紙を用ひ一枚二十
四行一行二十字詰み書すべきものとす

但訴訟入費ハ明治九年當省甲第五号達第一條第九條又定
めたる割合わりあいに依り書類認料しよるいしやうめいれうは一枚金貳拾錢翻譯料ほんやくれうハ一枚
金四圓と相成る儀と心得べし

右告示候事

民事訴訟用印紙規則 終

○訴訟用印紙

二百三十九

○證券印稅

○證券印稅規則

第十一号

明治七年(七月)第八十一號布告證券印稅規則別冊の通改正し明治十七年七月一日より施行す

但明治八年(七月)第二百二十號布告は同日より廢止す

右奉_ニ勅旨_一布告候事

明治十七年五月一日

太政大臣三條實美
大藏卿 松方正義

別冊

證券印稅規則

第一條 凡_レ財產の授受及び契約の證明に用ふる証書帳簿

は此規則に循ひ印紙を貼用すべし

第二條 証書帳簿を分て二類と爲し其稅率の左の如し

第一類

左に掲ぐる所の証書帳簿の金高の有無多寡に拘はらず下

に定むる所の印紙を貼用すべし但當坐預り金引出小切手

は大藏省に稅印の押捺を請ふことを得

- 一 當坐預り金引出小切手 印稅 五 厘
- 一 委任狀 同 五 厘
- 一 金高記載ある約定証文 同 一 錢
- 一 遺物証文 同 一 錢
- 一 跡式讓証文 同 一 錢

○證券印稅

○證券印稅

二百四十二

一 讓與証文	同	一	錢
一 期限を定めざる預り金証文	同	一	錢
一 耕地小作証文	同	一	錢
一 雇人請合狀	同	一	錢
一 金高記載なき諸物品預り証文	同	一	錢
一 金高記載なき諸物品借用証文	同	一	錢
一 地所預り証文	同	一	錢
一 家屋預り証文	同	一	錢
一 諸物品切手	同	一	錢
一 借地証文	同	一	錢
一 借家証文	同	一	錢
一 賣買仕切書	同	一	錢
一 保險証文	同	一	錢
一 諸會社株券	同	一	錢
一 送金手形	同	一	錢

一 金 錢 通帳一年以内一冊み付同	一	錢
一 諸物品	同	錢
一 金 錢 判取帳同	同	貳十錢
一 諸物品	同	錢
一 結社約定書	同	一 錢

但結社約定書けつしゃやくていしょに金圓授受貸借かひに係る條項ありて之が効力を確定する證書帳簿の金高記載なしと雖も第二類金高記載ある諸般の契約證書は準じ印紙を貼用す

ベ

左に掲ぐる所の證書と金高五圓以上のものに限り下と定むる所は印紙を貼用すべし

一 營業に關する送狀	印稅	一	錢
一 營業に關する請取書	同	一	錢

右諸證書を通帳と爲すとき、都て一年以内は付一錢の印

○證券印稅

二百四十三

○證券印稅

二百四十四

紙と貼用すべし

第貳類

左に掲ぐる所の證書は金高の多寡たかに隨したがひ下に定むる所の割合を以て印紙を貼用すべし但爲替手形約束手形ハ手形

用紙を用ふべし

- 一金錢借用證文
- 一地所家屋賣買證文
- 一金高記載ある諸物品預り證文
- 一金高記載ある諸物品借用證文
- 一諸物品賣買證文
- 一金錢定期預り證文
- 一金高記載ある諸般の契約證書

金高一圓以上二十圓未滿	印稅	一錢
金高二十圓以上五十圓未滿	同	二錢
金高五十圓以上百圓未滿	同	四錢
金高百圓以上百五十圓未滿	同	六錢
金高百五十圓以上二百圓未滿	同	八錢
金高二百圓以上三百圓未滿	同	十一錢
金高三百圓以上四百圓未滿	同	十四錢
金高四百圓以上六百圓未滿	同	二十錢
金高六百圓以上八百圓未滿	同	廿六錢
金高八百圓以上千百圓未滿	同	卅二錢
金高千百圓以上千四百圓未滿	同	卅八錢
金高千四百圓以上千七百圓未滿	同	四十四錢
金高千七百圓以上二千圓未滿	同	五十錢

○證券印稅

二百四十五

○證券印稅

二百四十六

金高二千圓以上二千五百圓未滿	同	六十錢
金高二千五百圓以上三千圓未滿	同	七十錢
金高三千圓以上三千五百圓未滿	同	八十錢
金高三千五百圓以上四千圓未滿	同	九十錢
金高四千圓以上	同	壹圓

右諸證書を通帳と爲すときは其附込見積金高に隨ひ下に
定むる所の印紙を貼用すべし

金高百圓未滿	印稅	四錢
金高百圓以上總て諸証書稅率に據るべし		
一金錢當坐預り証文		
一質物預り書		
一質物小札		
金高一圓以上二十圓未滿	印稅	一錢

金高二十圓以上

同 二錢

右諸証書を通帳と爲すときは其附込見積金高に隨ひ下に
定むる所の印紙を貼用すべし

金高百圓未滿	印稅	二錢
金高百圓以上	同	四錢
一爲替手形		
一荷爲替手形		
一約束手形		
金高五十圓未滿	印稅	一錢
金高百五十圓以上百圓未滿	同	二錢
金高百圓以上二百圓未滿	同	四錢
金高二百圓以上五百圓未滿	同	八錢
金高五百圓以上千圓未滿	同	十五錢

○證券印稅

二百四十七

○證券印稅

二百四十八

金高千圓以上二千圓未滿

同 貳十五錢

金高貳千圓以上

同 五十錢

第三條 前條に掲ぐる所の証書帳簿と効用を同ふするもの

は其名稱そのめいしやうに拘はらず稅率せいそつも照し相當に印紙を貼用すべし

第四條 印紙を貼用すべき証書帳簿にして第五條の手續に

循ひ印紙を貼用せざるものは民事裁判上之を受理せず但

處罰を受くる後印紙を貼用したるもの此限も在らず

第五條 印紙は証書の差出人又ハ帳簿主に於て証書を授受

の前帳簿に使用の前貼用し証書帳簿記名の下に押捺す

る印を以て証書帳簿の紙面しめんと印紙の彩紋さいもんとよかけて消印

すべし

第六條 印紙及び手形用紙の種類定價は布達を以て之を定

む

第七條 印紙及び手形用紙の官の許可を得たる賣捌所に非

ざれば之を賣捌くことを得ず

第八條 印紙を貼用てうようすべき帳簿仕切書送り狀ちやうはしきりかきおくりじやうは主任官之を

検査することあるべし

第九條 左に掲ぐる所の証書帳簿は印紙を貼用することを要

せず

一官廳より差出す証書帳簿

○證券印稅

二百四十九

一官吏準官吏若くは布告布達又は達を以て定めたる議員若くは公立學校病院に從事するもの各其職務に依て用ふる証書

一國庫金取扱所又は爲換方より官廳に差出す金に對する抵當証書

一國庫金取扱所又は爲換方より官廳に對せたる諸上納金の預り証書帳簿

一金員記載ある官廳よりの命令書に對し國庫金取扱所又は爲換方より差出す請書

一諸上納金に付國庫金取扱所又は爲換方より納入へ差出

す請取証書

一罹災救助金獻金寄附金に關し人民より官廳に差出す証書

第十條 第二類の帳簿の初丁へ附込見積金高及び使用期限紙數を記載すべし但物品の授受に關するものは其代價を記載すべし

第十一條 證書帳簿に稅率の異なるものを雜記するときは各相當の印紙を貼用すべし

第十二條 印紙貼用濟第二類の帳簿見積金高又は使用期限の満ちたるとは其旨該帳簿に記載し置主任官検査の節

之み撰印を受くべし

第十三條 前條の帳簿餘白ありて尙之を使用せんとするときは第十條の手續を以て更み相當の印紙を貼用すべし

第十四條 第二類の帳簿見積金高未だ滿たざるが又の使用期限未だ尽きざるに紙數尽きたるときは更に紙數を増加すると得此場合に於て其帳簿初丁見積金高又は期限の側より其事由及び増加したる紙數を記載すべし

第十五條 証書帳簿み外國貨幣を以て員數を記載するときは内國の貨幣も改算したる金高を附記し相當の印紙を貼用すべし

第十六條 取換せ證書は双方とも相當の印紙を貼用すべし

第十七條 證書に副證書を附し又の裏書等を爲し本證書と効用を異にするもの若くと金高に増減を生ぜるもの其

副書又は其裏書も就き更み相當の印紙を貼用すべし

第十八條 此規則を犯し脱稅に係るものは處罰と受くる後証書帳簿の受取人み於て相當の印紙を貼用することを得

第十九條 印紙を貼用すべき證書帳簿に之を貼用せず若くは貼用不足する者及び手形用紙を用ゐる若くと不足稅の手形用紙を用ゐたるものは脱稅高二十倍の科料又の罰金も處す其證書帳簿を受取たるもの亦同じ

○證券印稅

二百五十四

第二十條 第十八條の場合を除く外第五條の手續を據て消印を爲さず又は他の印を以て消印したるものは印稅高十倍の科料又は罰金に處す其證書帳簿を受取たるもの亦同じ

第二十一條 此規則を犯したる證書帳簿に請人證人として加印しうる者の各正犯に係る科料罰金の半額に相當する科料又は罰金に處す

第二十二條 第八條の證書帳簿の検査を拒みたるものは二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第二十三條 第十條及び第十三條を犯したる者は二圓以上十

圓以下の罰金に處す

第二十四條 第十二條及び第十四條を犯したるものは一圓以上一圓九十五錢以下の科料に處す

第二十五條 第七條を犯したるものは所持の印紙及び賣得金を沒收し五圓以上五十圓以下の罰金に處す

第二十六條 前數條の罪を犯したるものに刑法の不論罪及び減輕再犯加重數罪俱發の例を用ゐず

證券印稅規則 終

人民法律規則要書 終

○證券印稅

二百五十五

明治十七年十月卅一日御届
明治十七年十二月六日出版

定價三拾錢

滋賀縣平民

福島幾太郎

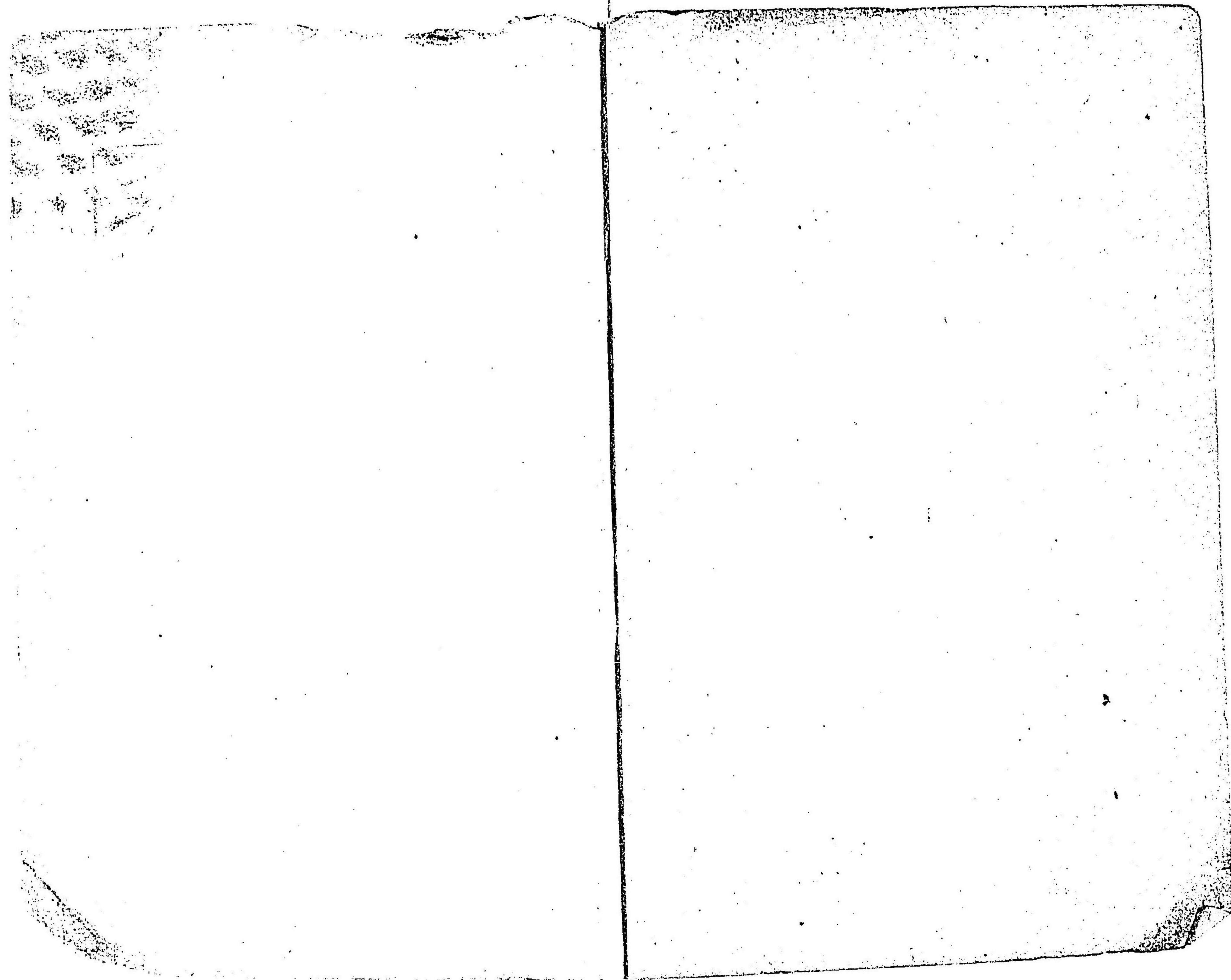
編輯兼
出版人

大坂府南區末吉橋通
三丁目十五番地寄留

大坂心齋橋北詰十五番地

發兌元

駿々堂本店



禁電子式複写

東 京 大 學 圖 書 館

新書門

部 類 函 架

携必民
書要則規律法

質屋取締條例	古物商取締條例	徵兵事務條例 人氏用抄	徵兵令	地租條例	商標條例
證券印稅規則	印事新規則	建物質入書入規則	地所質入書入規則	郵便條例日曆抄	爲替手形條例

031123-000-7

CZ-5-0118

法律規則要書

福島 幾太郎 / 編

M17

BBC-0946

